



和歌山市公報

令和4年（2022年）7月1日
第1730号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 告 示 】

番号		ページ
261	公示送達（固定資産税・都市計画税督促状）・・・・・・・・・・・・・（納税課）	1
262	公示送達（令和3年度国民健康保険料更正通知書及び国民健康保険料納入通知書並びに令和4年度国民健康保険料納入通知書）・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	1
263	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関からの変更の届出・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	2
264	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	2
265	身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	2

【 人事委員会公告 】

- 令和4年度第2回和歌山市職員採用試験の実施・・・・・・・・・・・・・（人事委員会事務局） 3
- 令和4年度行政職Ⅰ種UⅠJターン型和歌山市職員採用試験の実施・・・・・・・・・・・・・（人事委員会事務局） 11

【 告 示 】

和歌山市告示第261号

固定資産税・都市計画税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和4年6月30日揭示済）

和歌山市告示第262号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年6月30日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和4年7月25日に変更する。
令和3年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和4年7月25日に変更する。
令和4年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和4年7月25日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年6月30日揭示済)

和歌山市告示第263号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
リンドウ調剤薬局	和歌山市堀止東1丁目2-9	和歌山市堀止東1丁目2-28	和歌山市堀止東1丁目2-9	令和4年4月1日
楠見訪問看護ステーションすずらん	和歌山市楠見中2-96-4	和歌山市楠見中2-6-1	和歌山市楠見中2-96-4	令和4年2月1日

(令和4年7月1日揭示済)

和歌山市告示第264号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ウエルシア薬局和歌山有本店	和歌山市有本102番地7	調剤	令和4年7月1日

(令和4年7月1日揭示済)

和歌山市告示第265号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月1日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
伊勢田高寛	循環器内科	心臓機能障害	日本赤十字社和歌山医療センター	和歌山市小松原通4丁目20番地	令和4年7月1日
吉川和朗	泌尿器科	じん臓機能障害	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺8-11番地1	令和4年7月1日
橋本光司	整形外科	肢体不自由	済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁4-5番地	令和4年7月1日
村上公英	整形外科	肢体不自由	済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁4-5番地	令和4年7月1日
山東茂樹	整形外科	肢体不自由	済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁4-5番地	令和4年7月1日
福島功士	内科、神経内科	肢体不自由	和歌山生協病院	和歌山市有本143-1	令和4年7月1日

(令和4年7月1日揭示済)

【 人事委員会公告 】

令和4年度第2回和歌山市職員採用試験を次のとおり実施するので公告する。

令和4年6月29日

和歌山市人事委員会委員長 水野 八 朗

令和4年度第2回和歌山市職員採用試験

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

令和5年4月1日採用予定

試験区分		採用予定人員	職務内容
行政職Ⅲ種	事務職	3人	市長事務部局等で、一般行政事務に従事する。
資格免許職Ⅰ種	社会福祉士	1人	市長事務部局等で、福祉に係る援護、育成又は厚生に関する指導、相談等の専門行政事務に従事する。
	保健師	2人	保健センター等で、乳幼児、高齢者等に対する健康指導、健康相談等の専門行政事務に従事する。
	薬剤師	1人	市長事務部局等で、薬事監視、衛生監視、調剤等の専門行政事務に従事する。
資格免許職Ⅱ種	保育士	8人	保育所等で、乳児及び幼児の保育並びに育児についての相談、指導等の専門行政事務に従事する。
学芸員 [日本近世美術]		1人	市長事務部局等で、主に資料の収集、保管、展示及び調査研究の専門行政事務に従事する。
学芸員 [日本考古学]		1人	市長事務部局等で、主に資料の収集、保管、展示及び調査研究の専門行政事務に従事する。
消防職Ⅲ種		5人	消防署等で、消火、救急、救助活動、火災予防及び防火指導の業務に従事する。
障害者を対象とした行政職事務職		1人	市長事務部局等で、一般行政事務に従事する。
技能労務職	環境整備員	4人	ごみ収集等の業務に従事する。
	保育調理業務員	1人	保育所等で、給食調理及び調理事務、清掃業務等に従事する。
	学校給食調理員	3人	学校等で、給食調理業務に従事する。

2 受験資格

次の（1）から（3）までの要件を満たす者

（1）次のいずれかに該当する者。ただし、消防職Ⅲ種についてはアに該当する者に限る。

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する永住者（令和5年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者（令和5年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

（2）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（3）次の試験区分別受験資格に該当する者

試験区分	受験資格
------	------

行政職Ⅲ種	事務職	平成3年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた者。 ただし、次のア又はイに該当する者は受験できない。 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。）を卒業した者や令和5年3月31日までに卒業する見込みである者等、令和5年3月31日現在で大学における在籍期間が通算して3年を超える者 イ 外国の大学における在籍期間が通算して3年を超える者等と和歌山市人事委員会がアと同等であると認める者 (注) 在籍期間とは、休学等の状態にかかわらず、入学した日以降の大学に籍が置かれている期間をいう。
資格免許職Ⅰ種	社会福祉士	次の①及び②を満たす者 ① 昭和62年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。 ② 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）により社会福祉士登録簿に登録されている者又は令和5年3月31日までに行われる社会福祉士国家試験により資格取得見込みの者
	保健師	次の①及び②を満たす者 ① 昭和62年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。 ② 保健師免許を有する者又は令和5年3月31日までに行われる保健師国家試験により免許取得見込みの者
	薬剤師	次の①及び②を満たす者 ① 昭和62年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。 ② 薬剤師免許を有する者又は令和5年3月31日までに行われる薬剤師国家試験により免許取得見込みの者
資格免許職Ⅱ種	保育士	次の①及び②を満たす者 ① 平成元年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。 ② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）により保育士登録簿に登録され、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による幼稚園教諭免許状を有する者又は令和5年3月31日までに保育士登録簿に登録され、幼稚園教諭免許状を取得見込みの者
学芸員〔日本近世美術〕		次の①から④までを満たす者 ① 昭和62年4月2日以降に生まれた者 ② 博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する学芸員資格を有する者又は令和5年3月31日までに学芸員資格取得見込みの者 ③ 日本近世美術の分野についての専門知識を有している者で、当該分野に関する研究論文（大学卒業論文、大学院修士論文及び大学院博士論文を含む。）を1編以上発表（発表準備中を含む。）しているもの ④ 大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者
学芸員〔日本考古学〕		次の①から④までを満たす者 ① 昭和62年4月2日以降に生まれた者 ② 博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する学芸員資格を有する者又は令和5年3月31日までに学芸員資格取得見込みの者 ③ 日本考古学の分野についての専門知識を有している者で、当該分野に関する研究論文（大学卒業論文、大学院修士論文及び大学院博士論文を含む。）を1編以上発表（発表準備中を含む。）しているもの ④ 大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業する見込みの者
消防職Ⅲ種		次の①及び②を満たす者

		<p>① 平成8年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた者。ただし、次のア又はイに該当する者は受験できない。</p> <p>ア 大学（短期大学を除く。）を卒業した者や令和5年3月31日までに卒業する見込みである者等、令和5年3月31日現在で大学における在籍期間が通算して3年を超える者</p> <p>イ 外国の大学における在籍期間が通算して3年を超える者等と和歌山市人事委員会がアと同等であると認める者</p> <p>（注）在籍期間とは、休学等の状態にかかわらず、入学した日以降の大学に籍が置かれている期間をいう。</p> <p>② 次のアからウまでの身体等の基準を満たす者</p> <p>ア 視力が、両眼とも1.0以上であること（矯正視力を含む。）。</p> <p>イ 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。</p> <p>ウ 聴力、言語能力、運動機能等に、職務遂行上の支障がないこと。</p>
障害者を対象とした行政職事務職		<p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 昭和47年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた者。なお、学歴は問わない。</p> <p>② 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 身体障害者手帳（1級から6級まで）の交付を受けている者</p> <p>イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター又は精神保健指定医により知的障害があると判定された者</p> <p>エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>（注）上記の手帳等については、受験申込日、受験日当日及び採用時において有効なものであること。</p>
技能労務職	環境整備員	昭和57年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。
	保育調理業務員	<p>次の①及び②を満たす者</p> <p>① 昭和52年4月2日以降に生まれた者。なお、学歴は問わない。</p> <p>② 調理師免許を有する者又は令和5年3月31日までに免許取得見込みの者</p>
	学校給食調理員	

注意事項

- 1 障害者を対象とした行政職事務職の試験区分では、点字による出題での受験が可能である。
- 2 消防職Ⅲ種については、採用後は、任命権者が認める場合を除き、和歌山市に居住することが必要である。

3 試験の方法等

(1) 第1次試験

ア 試験種目及び配点

試験区分	試験種目	教養試験	専門試験	体力試験	業務適性検査
事務職、社会福祉士、薬剤師、学芸員、障害者を対象とした行政職事務職		100			
保健師、保育士		100	100		
消防職Ⅲ種		100		50	
環境整備員、保育調理業務員、学校給食調理員					100

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 空欄となっている試験種目は実施しない。
- イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
教養試験	択一式、120分で行われる一般的知識及び能力についての筆記試験
障害者を対象とした行政職事務職を除く全ての試験区分	出題分野は、時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能とする。
障害者を対象とした行政職事務職	出題分野は、一般常識、言語能力、数的能力などとする。
専門試験	択一式、90分で行われる専門的知識及び能力についての筆記試験
保健師	出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論とする。
保育士	出題分野は、社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健とする。
体力試験	消防職としての職務遂行に必要な体力の測定で、種目は、握力、長座体前屈、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし及びシャトルランとする。
業務適性検査	択一式、20分で行われる検査。出題分野は、加減算の計算、数の大小関係の判断、文字や図形の照合などとする。

注意事項

- 1 教養試験及び専門試験は、Ⅰ種は大学卒業程度、Ⅱ種は短期大学卒業程度、Ⅲ種及び障害者を対象とした行政職事務職は高校卒業程度の内容でそれぞれ行う。
- 2 体力試験では、運動ができる服装、靴（屋内用）及び水分補給用の飲み物を用意すること。なお、都合により種目を変更する場合がある。

(2) 第2次試験

ア 試験種目及び配点

試験区分	試験種目	第1次試験結果	論文試験	口述試験	適性検査	健康診断	体力測定
事務職、社会福祉士、保健師、薬剤師、保育士、学芸員		50	30	120	○		
消防職Ⅲ種		50	30	120	○	○	
障害者を対象とした行政職事務職		50	30	120			
環境整備員、保育調理業務員、学校給食調理員		50	30	120	○		○

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 第1次試験結果については、第1次試験の総合得点を第2次試験の配点に応じて換算する。
- 3 適性検査は、口述試験及び合否判定の資料として使用する。
- 4 消防職における健康診断は、適正な消防活動のために消防吏員に求められる適性を判断する目的で実施するものである。
- 5 体力測定は、合否判定時の資料として使用する。
- 6 空欄となっている試験種目は実施しない。
- イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
論文試験	1200字程度、90分で行われる一定のテーマによる論文

	なお、環境整備員、保育調理業務員及び学校給食調理員については、800字程度、90分で行われる一定のテーマによる論文
口述試験	個人の形式による、主として人物、性格等についての面接
適性検査	性格等に関する適性検査
健康診断	視力及び色覚並びに職務遂行に関する所見について、医師による健康診断書の提出（消防職に限る。）
体力測定	職務遂行上最小限必要な体力の測定で、次の種目で実施する。 環境整備員については、握力、上体起こし、腕立て伏せ、砂袋運び 保育調理業務員及び学校給食調理員については、握力、上体起こし、砂袋運び

注意事項 視力及び色覚は、災害等の現場において、視的情報によって瞬時に危険物の種類等を判断したり、要救助者の顔色等から状況を判断したりすることが求められるため、指標の1つとしている。

4 試験日等

(1) 第1次試験

試験区分	試験日・集合時間	終了予定時間	試験会場
事務職、社会福祉士、薬剤師、学芸員、障害者を対象とした行政職事務職	令和4年9月18日（日） 午前9時15分着席、出席点呼	午前11時30分頃	和歌山市立西和中学校
保健師、保育士		午後2時15分頃	
消防職Ⅲ種		午後6時00分頃	
環境整備員、保育調理業務員、学校給食調理員	令和4年9月18日（日） 午後1時00分着席、出席点呼	午後1時45分頃	

注意事項

- 技能労務職を除く全ての試験区分については、試験開始後30分間に限り、遅刻を認める。なお、技能労務職については、遅刻を認めない。
- 試験区分によって集合時間が異なる。
- 気象条件その他の事情により、試験開始時間が変更される場合がある。
- 消防職では、教養試験、体力試験の順に実施する。体力試験では、シャトルランを最後に実施する。シャトルランでは、受験番号順に数人程度を1組として同時に走り、シャトルランを終了した者から、順次解散とする。なお、上記の終了予定時間は、最後の組で走る受験者の目安として記載している。

(2) 第2次試験

試験区分	試験日	実施試験種目
環境整備員、保育調理業務員、学校給食調理員	令和4年10月15日（土）	論文試験 適性検査 体力測定
	令和4年11月5日（土）から同月13日（日）までのうちの1日	個人の形式による口述試験
事務職、社会福祉士、薬剤師、保健師、保育士、学芸員、消防職Ⅲ種	令和4年10月22日（土）及び同月23日（日）のうちの1日	論文試験 適性検査
	令和4年11月5日（土）から同月13日（日）までのうちの1日	個人の形式による口述試験
障害者を対象とした行政職事務職	令和4年10月22日（土）及び同月23日（日）のうちの1日	論文試験
	令和4年11月5日（土）から同月13日（日）までのうちの1日	個人の形式による口述試験

注意事項

- 都合により、試験日を変更する場合がある。

2 試験会場、日時などの具体的な事項は、第1次試験合格者に通知する。なお、和歌山市人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。

5 合格発表等

(1) 合格者は総合得点の高い順に決定する。ただし、それぞれの試験種目において和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがある。

また、同点者は同順位とするが、最終合格決定時において、合否判定上に同点者がいる場合は、第1次試験の得点順に合格者を決定する。

教養試験、専門試験及び業務適性検査の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものである。

(2) 消防職Ⅲ種の第1次試験では、体力試験の結果が一定の基準に達しなかった場合は、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格とする。なお、これにより不合格となった者の体力試験の得点は、0点とする。

(3) 合格発表予定日等は次のとおりである。

	時期	方法
第1次試験合格発表	10月上旬	合格者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。
第2次試験（最終）合格発表	11月下旬	合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。

(4) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から約1週間、合格者の受験番号を掲示する。ただし、必ず合格通知や合格発表掲示で確認すること。なお、合否に関する電話での問い合わせには応じない。

6 繰上げ合格制度

次のとおり実施する。

(1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の者の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載する。

(2) 繰上げ合格候補者の数は2人又は3人程度とする。ただし、和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数とする。

(3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用される。

ア 正式合格者が採用を辞退した場合

イ 正式合格者が必要な資格等を取得できず採用できない場合

ウ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合

(4) 繰上げ合格候補者の受験番号は、最終合格発表掲示に掲載しない。なお、繰上げ合格候補者となった者には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知する。

(5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により、同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられるが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはない。

(6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された者が残っていても、同日をもって当該採用候補者名簿は失効し、採用されることはない。

(7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示する。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）の規定により、次のとおり開示を請求できる。

開示を希望する者は、受験票を持参の上、開示場所で提示すること。なお、電話、郵便等による請求はできない。

	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験の不合格者（本人に限る）	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合	合格発表の日から1か月間（ただし、日曜日、土曜日及び	和歌山市人事委員

	。）	得点に基づく順位	国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。）	会事務局
第 2 次試験	第 2 次試験の受験者（本人に限る。）	第 1 次試験及び第 2 次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		

注意事項 第 2 次試験を受験しなかった第 1 次試験合格者の開示については、和歌山市人事委員会事務局へ問い合わせること。

8 合格から採用まで

- (1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定する。
- (2) 採用は、令和 5 年 4 月 1 日の予定である。なお、資格免許職（社会福祉士、保健師、薬剤師）で資格取得見込みの者については、資格取得後の採用となるため、令和 5 年 4 月 2 日以降となる場合がある。
- (3) 最終合格後に受験資格を満たさないことが明らかになった場合（障害者を対象とした行政職事務職については、採用日時点において手帳が更新されない場合を含む。）、資格免許職（社会福祉士、保健師、薬剤師、保育士）、学芸員又は技能労務職（保育調理業務員、学校給食調理員）で資格等を取得できなかった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用しない。

9 受験申込みの注意事項

(1) 申込みの制限

- ア 申込みできる試験区分は 1 つに限る。また、申込書の受理後における試験区分の変更はできない。
- イ 郵送による申込みに限る。

(2) 受験案内及び申込書の配布

令和 4 年 7 月 1 日（金）から配布する。ただし、日曜日等を除く。

(3) 受験案内及び申込書の入手方法等

入手方法	入手場所等
直接受け取る方法	和歌山市七番丁 1 7 番地 朝日ビルディング 2 階 和歌山市人事委員会事務局 日曜日等を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。
インターネットを利用して入手する方法	和歌山市ホームページからダウンロードすることができる。 和歌山市ホームページ http://www.city.wakayama.wakayama.jp/
郵便で入手する方法	郵便番号 6 4 0 - 8 5 1 1、和歌山市七番丁 2 3 番地、和歌山市人事委員会事務局宛てに、1 4 0 円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形 2 号などの A 4 サイズが入る大きさのもの）を同封して行うものとする。

(4) 受験申込方法

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 申込書 ② 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ア 受験資格に定める免許、資格証等の写し（保育士については、保育士証と幼稚園教諭免許状の両方の写しを添付すること。） イ 研究業績目録（附表 1）と日本近世美術又は日本考古学の分野に関する研究論文 1 編。ただし、学芸員に限る。 ウ 受験資格確認シート（附表 2）。ただし、障害者を対象とした行政職事務職に限る。 ③ 返信用封筒（受験票送付用） （注）長形 3 号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、8 4 円切手を貼付すること。
申込期間等	令和 4 年 7 月 1 日（金）から同年 8 月 3 日（水）まで 令和 4 年 8 月 3 日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。

送付先	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局 (注) 封筒(角形2号:A4サイズが入る大きさ)の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書し提出すること。また、不着のトラブルを避けるため、必ず郵便局で簡易書留郵便の手続きをすること。
受験票の発行	令和4年8月12日(金)以降に順次発送する。なお、受験票が同月19日(金)を過ぎても届かないときは、至急和歌山市人事委員会事務局へ連絡すること。

(5) 障害者を対象とした行政職事務職の者は、上記(1)から(4)までのほか、次の注意事項を確認の上、受験資格確認シート(附表2)に記入すること。

ア 日常生活用具として拡大読書器等が給付されている者は、それらの機器を使用して受験することができる。その他、拡大鏡等を使用することもできる。なお、拡大読書器等は和歌山市人事委員会では準備しないので、受験資格確認シート(附表2)の該当欄に必要な事項を記入の上、各自持参すること。また、試験の際、補装具等が必要な者は持参すること。

イ 第2次試験当日に、手帳等を持参すること。なお、その後採用までの間に手帳等の提示を求められることがある。

ウ 原則として受験者用の駐車場はないが、自動車で来場し試験会場内駐車場の利用を希望する者(自動車でなければ来場することが困難な者に限る。)は、受験資格確認シート(附表2)の該当欄に必要な事項を記入すること。

エ 上記のほか、受験に際して要望がある場合は、受験資格確認シート(附表2)に必要な事項を記入すること。後日、和歌山市人事委員会から連絡する。

(6) その他

ア この試験において提出された書類等は、受付後返却しない。

イ 申込書に記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。

ウ 試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望がある者は、受験申込書の「受験に関する特記事項」欄に記入すること。

10 受験申込時の添付書類

(1) 資格免許職(社会福祉士、保健師、薬剤師、保育士)又は技能労務職(保育調理業務員、学校給食調理員)の受験申込みをする者で、既に資格等を有するものは、資格証等の写し(A4サイズにコピーしたもの)1通を添付すること。

(2) 障害者を対象とした行政職事務職の受験申込みをする場合は、受験資格確認シート(附表2)を添付すること。

11 第1次試験合格者の提出書類等

(1) 第1次試験に合格した者には、履歴書等を提出させる。その際に、写真を再度貼り付けて提出すること。

なお、写真は、最近6か月以内に撮影されたもので縦4センチメートル横3センチメートル、脱帽、上半身、正面向のものに限り、受験申込書に貼り付けたものと同じもので構わない。また、提出書類は令和4年10月14日(金)までに提出すること。

(2) 第1次試験に合格した者に提出させる書類等に関する詳細は、合格通知に同封する。

12 給与等

(1) 令和4年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりである。

試験区分	初任給
行政職Ⅲ種、障害者を対象とした行政職事務職	約159,600円
資格免許職Ⅰ種	約199,300円
資格免許職Ⅱ種	約180,000円
学芸員	約193,100円
消防職Ⅲ種	約180,100円
技能労務職	約156,800円

(2) 学歴及び民間企業の職歴等に応じて初任給に一定の額が加算(5年分を上限とする。)される制度がある。

(3) 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末及び勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給される。

(4) 採用された者は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになる。

1.3 日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限がある。

(1) 公権力の行使に該当する業務は担当できない。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりである。

- ア 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- イ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ウ 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務

(2) 公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできない。公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当する。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能である。

(令和4年6月29日揭示済)

令和4年度行政職Ⅰ種UIJターン型和歌山市職員採用試験を次のとおり実施するので公告する。

令和4年6月29日

和歌山市人事委員会委員長 水野八朗

令和4年度行政職Ⅰ種UIJターン型和歌山市職員採用試験

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

令和5年4月1日採用予定

試験区分		採用予定人員	職務内容
行政職Ⅰ種	事務職 [UIJ ターン型]	1人	市長事務部局等で、一般行政事務に従事する。

2 受験資格

次の受験資格に該当する者

試験区分	受験資格
行政職Ⅰ種 事務職 [UIJ ターン型]	次の(1)から(5)までの要件を満たす者 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 日本国籍を有する者 イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に規定する永住者(令和5年3月31日までに取得見込みの者を含む。) ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する特別永住者(令和5年3月31日までに取得見込みの者を含む。) (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する次のいずれにも該当しない者 ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 和歌山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団

	体を結成し、又はこれに加入した者 (3) 昭和57年4月2日から昭和62年4月1日までの間に生まれた者。なお、学歴は問わない。 (4) 和歌山県外在住の者（令和4年6月30日現在） (5) 和歌山県外に本社・本店を置く民間企業や和歌山県外に本庁所在地を置く公的機関等における職務経験の期間が、通算して5年以上ある者（令和4年6月30日現在）。なお、職務内容は問わない。
--	---

注意事項

- 1 令和4年4月1日以降、和歌山県内に本社又は本店を置く民間企業や和歌山県内に本庁所在地を置く公的機関等に勤務している者又は勤務したことのある者は受験できない。
- 2 「職務経験の期間」についての注意事項は次のとおりである。
 - (1) 職務経験には、6か月以上継続した、常勤の正規社員（職員）として就業していた期間又は当該事業所における常勤の正規社員（職員）と同じ勤務形態で就業していた期間（パートタイム、アルバイト、非常勤として雇用されていた期間を除く。）のみが該当する。
 - (2) 職務経験が複数ある場合は通算することができるが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限る。
 - (3) 在職中に連続して3か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職務経験から除く。
- 3 最終合格発表後、和歌山県外在住及び職務経験の確認のため、証明書等の提出が必要である。なお、和歌山県外在住や和歌山県外企業等における5年以上の職務経験が確認できなかった場合は、採用されない。
- 4 文字の大きさがパソコン画面表示上10ポイント程度による出題に対応することが必要である。

3 試験の方法等

(1) 第1次試験

ア 試験種目及び配点

試験種目	教養試験
試験区分	
事務職 [U I J ターン型]	100

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 第1次試験の実施日に、第2次試験及び第3次試験の資料として使用する適性検査を実施する。なお、使用は、第1次試験に合格した者のみ行う。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
教養試験	択一式、45分で行われるテストセンター方式の試験。出題分野は、文章理解、判断推理、数的推理などとする。

注意事項

- 1 テストセンター方式とは、試験受験期間内に全国の試験会場の中から受験者が希望する会場及び日時を予約し、パソコン画面による出題で実施される試験を受験するもの。
- 2 教養試験は、大学卒業程度の内容で行う。

(2) 第2次試験

ア 試験種目及び配点

試験種目	第1次試験結果	口述試験	適性検査
試験区分			

事務職 [U I J ターン型]	50	150	○
------------------	----	-----	---

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 第1次試験結果については、第1次試験の得点を第2次試験の配点に応じて換算する。
- 3 適性検査は、口述試験及び合否判定の資料として使用する。なお、第1次試験日に全受験者に実施したものを使用するため、改めて実施することはない。
- 4 第2次試験の実施日に、第3次試験の試験種目である論文試験を実施する。なお、採点は、第2次試験に合格した者のみ行う。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
口述試験	個人の形式による、主として人物、性格等についての面接
適性検査	性格等に関する適性検査

(3) 第3次試験

ア 試験種目及び配点

試験区分	試験種目	試験内容等			
		第2次試験結果	論文試験	口述試験	適性検査
事務職 [U I J ターン型]		50	50	100	○

注意事項

- 1 数字は、その試験種目の配点を表している。
- 2 第2次試験結果については、第2次試験の得点を第3次試験の配点に応じて換算する。
- 3 適性検査は、口述試験及び合否判定の資料として使用する。なお、第1次試験日に全受験者に実施したものを使用するため、改めて実施することはない。
- 4 論文試験は、第2次試験日に、全受験者に実施する。なお、採点は、第2次試験に合格した者のみ行う。また、第2次試験に不合格となった場合でも、論文試験の原稿用紙は返却しない。

イ 試験内容等

試験種目	試験内容等
論文試験	1200字程度、90分で行われる一定のテーマによる論文
口述試験	個人の形式による、主として人物、性格等についての面接

4 試験日等

(1) 第1次試験

試験区分	試験日時	試験会場	実施試験種目
事務職 [U I J ターン型]	令和4年9月12日(月)から 同月25日(日)までの間で 受験者が選択する日時	47都道府県に300か所以上設 置されたテストセンター会場のう ちから受験者が選択する会場	教養試験 適性検査

注意事項

- 1 試験会場の詳細については、次のURL (<https://cbs.com/testcenter/>) を参照すること。
- 2 第1次試験日に実施する適性検査は、第2次試験及び第3次試験の種目とする。

(2) 第2次試験

試験区分	試験日	実施試験種目
事務職 [U I J ターン型]	令和4年10月22日(土)及び同月2 3日(日)のうち1日	個人の形式による口述試験 論文試験

注意事項

- 1 都合により、試験日を変更する場合がある。

- 2 試験会場、日時などの具体的な事項は、第1次試験合格者に通知する。なお、和歌山市人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。
- 3 第2次試験日に実施する論文試験は第3次試験の種目とする。

(3) 第3次試験

試験区分	試験日時	実施試験種目
事務職 [U I J ターン型]	令和4年11月5日（土）から同月13日（日）までのうちの1日	個人の形式による口述試験

注意事項

- 1 都合により、試験日を変更する場合がある。
- 2 試験会場、日時などの具体的な事項は、第2次試験合格者に通知する。なお、和歌山市人事委員会が指定した事項を変更することはできない。また、希望を聞くことはできない。

5 合格発表等

- (1) 合格者は総合得点の高い順に決定する。ただし、それぞれの試験種目において和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、順位にかかわらず不合格となることがある。

また、同点者は同順位とするが、最終合格決定時において、合否判定上に同点者がいる場合は、第2次試験の得点順に合格者を決定する。

教養試験の得点は、各受験者の成績が受験者全体の成績の分布の中でどの位置にあるのかを相対的に示すように、標準偏差等を用いて算出したものである。

- (2) 合格発表予定日等は次のとおりである。

	時期	方法
第1次試験合格発表	10月上旬	合格者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。
第2次試験合格発表	10月下旬	合格者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。
第3次試験（最終）合格発表	11月下旬	合格者及び繰上げ合格候補者にのみ文書で通知する。 和歌山市役所正面玄関に合格者の受験番号を掲示する。

- (3) 和歌山市のホームページでも、合格発表の日から約1週間、合格者の受験番号を掲示する。ただし、必ず合格通知や合格発表掲示で確認すること。なお、合否に関する電話での問い合わせには応じない。

6 繰上げ合格制度

次のとおり実施する。

- (1) 正式合格者数は採用予定人員と同数とし、正式合格者の次位以下の者の中から成績順に、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載する。
- (2) 繰上げ合格候補者の数は2人程度とする。ただし、和歌山市人事委員会が認める得点に達しない場合は、それ以下の人数とする。
- (3) 次の場合に限り、繰上げ合格候補者の中から成績順に採用される。
- ア 正式合格者が採用を辞退した場合
- イ 正式合格者が受験資格を満たさないことが明らかとなった等により採用できない場合
- (4) 繰上げ合格候補者の受験番号は、最終合格発表掲示に掲載しない。なお、繰上げ合格候補者となった者には、その旨及び採用候補者名簿登載順位を文書で通知する。
- (5) 業務増や急な退職による欠員が生じた等の事情により、同じ試験区分の採用試験が新たに実施されることが考えられるが、この試験結果による繰上げ合格候補者は、新たに試験が実施された場合であっても優先的に正式合格となることはない。
- (6) 採用予定日に採用予定人員どおりに採用された場合は、繰上げ合格候補者として採用候補者名簿に登載された者が残っていても、同日をもって当該採用候補者名簿は失効し、採用されることはない。
- (7) 繰上げ合格候補者が採用された場合は、採用されなかった正式合格者の受験番号及び採用された繰上げ合格候補者の受験番号を和歌山市役所正面玄関に掲示する。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）の規定により、次のとおり開示を請求できる。

開示を希望する者は、受験票を持参の上、開示場所で提示すること。なお、電話、郵便等による請求はできない。

	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験の不合格者（本人に限る。）	第1次試験の種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位	合格発表の日から1か月間（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）	和歌山市人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験の不合格者（本人に限る。）	第1次試験及び第2次試験それぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		
第3次試験	第3次試験の受験者（本人に限る。）	第1次試験から第3次試験までのそれぞれの種目別得点及び総合得点並びに総合得点に基づく順位		

注意事項 第2次試験を受験しなかった第1次試験合格者及び第3次試験を受験しなかった第2次試験合格者の開示については、和歌山市人事委員会事務局へ問い合わせること。

8 合格から採用まで

- (1) 正式合格者及び繰上げ合格候補者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に登載され、任命権者が採用候補者名簿の中から成績順に採用者を決定する。
- (2) 最終合格後に受験資格を満たしていないことが明らかになった場合は、採用候補者名簿に登載されていても、採用しない。

9 受験申込みの注意事項

- (1) 申込みの制限
 - ア 申込みできる試験区分は1つに限る。また、申込書の受理後における試験区分の変更はできない。
 - イ 郵送による申込みに限る。
- (2) 受験案内及び申込書の配布

令和4年7月1日（金）から配布する。ただし、日曜日等を除く。
- (3) 受験案内及び申込書の入手方法等

入手方法	入手場所等
直接受け取る方法	和歌山市七番丁17番地 朝日ビルディング2階 和歌山市人事委員会事務局 日曜日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
インターネットを利用して入手する方法	和歌山市ホームページからダウンロードすることができる。 和歌山市ホームページ http://www.city.wakayama.wakayama.jp/
郵便で入手する方法	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局宛てに、140円分の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号などのA4サイズが入る大きさのもの）を同封して行うものとする。

(4) 受験申込方法

提出書類	① 申込書 ② 職務経験確認シート ③ 返信用封筒（受験票送付用） （注）長形3号封筒に郵便番号、住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付すること。
------	--

申込期間等	令和4年7月1日（金）から同年8月3日（水）まで 令和4年8月3日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。
送付先	郵便番号640-8511、和歌山市七番丁23番地、和歌山市人事委員会事務局 （注）封筒（角形2号：A4サイズが入る大きさ）の表に「職員採用試験申込書在中」と 朱書し提出すること。また、不着のトラブルを避けるため、必ず郵便局で簡易書留郵 便の手続きをすること。
受験票の発行	令和4年8月12日（金）以降に順次発送する。なお、受験票が同月19日（金）を過ぎ ても届かないときは、至急、和歌山市人事委員会事務局へ連絡すること。

(5) その他

ア 申込みにはメールアドレスが必要である。既にメールアドレスを持っている場合は新たにメールアドレスを取得する必要はない。

イ この試験において提出された書類等は、受付後返却しない。

ウ 申込書に記載された個人情報等は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しない。

10 第1次試験予約方法

(1) 従来型携帯電話では、予約サイトの利用はできない。

(2) 申込受付期間の締切後、受験申込書に記載されたメールアドレスへ和歌山市人事委員会事務局（renraku@cbt-s.com）から受験の案内メールを送信する。

(3) 案内メールに記載されたURLから予約サイトにログインし、第1次試験の試験会場、受験日時を選択等を行い、予約を完了すること。予約サイトにログインするためのログインID及びパスワードについても、案内メールに記載し送信する。なお、ログインID及びパスワードの再発行は行わない。

(4) 受験予約完了後、業務委託業者（help@cbt-s.com）から受験予約完了のメールが配信されるので、予約内容を確認すること。受験予約及び試験の実施について不明な点がある場合は業務委託業者へ問い合わせること。

(5) 一度行った受験予約は、受験日の前日の午後2時まで変更することができるが、それ以降の変更はできない。また、予約した受験日に受験できない場合は欠席となり、それ以降の受験の再予約はできない。

(6) プロバイダによっては、メールが迷惑メールフォルダに分類される等により届かない場合がある。その場合は、該当するフォルダを確認するか、プロバイダに問い合わせること。使用するパソコン、通信回線の障害等によるトラブルについては、和歌山市人事委員会は一切責任を負わない。

11 第1次試験合格者の提出書類等

(1) 第1次試験に合格した者には、履歴書等を提出させる。その際に、写真を再度貼り付けて提出すること。

なお、写真は、最近6か月以内に撮影されたもので縦4センチメートル横3センチメートル、脱帽、上半身、正面向のものに限り、受験申込書に貼り付けたものと同じもので構わない。また、提出書類は令和4年10月14日（金）までに提出すること。

(2) 第1次試験に合格した者に提出させる書類等に関する詳細は、合格通知に同封する。

12 給与等

(1) 令和4年4月1日現在の初任給は、地域手当を含め、次のとおりである。

民間企業等職務経験（例）	初任給
5年	約220,200円
10年	約256,900円
15年	約282,400円

(2) 採用時の職位、初任給については民間企業等における職務経験に基づき決定する。

(3) 職務経験の範囲については、採用時の職位、初任給の決定に限り、和歌山県外に本社・本店を置く民間企業や和歌山県外に本庁所在地を置く公的機関等における職務経験のほか、和歌山県内に本社・本店を置く民間企業や和歌山県内に本庁所在地を置く公的機関等における職務経験も通算する。

(4) 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末及び勤勉手当等がそれぞれの要件に応じて支給される。

（5）採用された者は、和歌山県市町村職員共済組合等に加入することになる。

13 日本国籍を有しない職員の担当業務等

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を有する」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は担当できる業務等について次のような制限がある。

（1）公権力の行使に該当する業務は担当できない。公権力の行使に該当する業務とは、次のとおりである。

- ア 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- イ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ウ 市民に対して、強制力をもって執行する内容を含む業務

（2）公の意思形成への参画に該当する職に就くことはできない。公の意思形成への参画に該当する職とは、和歌山市の行政について企画、立案、決定等に関与する職で、基本計画の策定、予算編成、組織、人事、労務管理等に係る職及び専決権限を有する職が該当する。ただし、スタッフ職に就くことにより部長級までの昇任が可能である。

（令和4年6月29日揭示済）